

関係法令抜粋

<地方税法>

(用語の意義及び製造たばこの区分)

第七十四条 道府県たばこ税（以下この節において「たばこ税」という。）について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 製造たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する製造たばこ（同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。）をいう。
 - 二 特定販売業者 たばこ事業法第十四条第一項に規定する特定販売業者をいう。
 - 三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一項に規定する卸売販売業者をいう。
 - 四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。
 - 五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二条第一項に規定する営業所をいう。
- 2 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。
- 一 喫煙用の製造たばこ
 - イ 紙巻たばこ
 - ロ 葉巻たばこ
 - ハ パイプたばこ
 - ニ 刻みたばこ
 - ホ 加熱式たばこ
 - 二 かみ用の製造たばこ
 - 三 かぎ用の製造たばこ

(たばこ税の納税義務者等)

第七十四条の二 たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

- 2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する道府県において、当該卸売販売業者等に課する。
- 3 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。
- 4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第七十四条の三 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをし

たときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

- 2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。
- 3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消の際に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。
- 4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(製造たばことみなす場合)

第七十四条の三の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第七十四条の四 たばこ税の課税標準は、第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻きたばこの〇・七グラムに換算するものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ 葉巻たばこ	一グラム
ロ パイプたばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かぎ用の製造たばこ	二グラム

- 3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
 - 一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法
 - 二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

- 三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの〇・五本に換算する方法
- イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)
- ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額
- 4 前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(たばこ税の税率)

第七十四条の五 たばこ税の税率は、千本につき千七十円とする。

(たばこ税の課税免除)

第七十四条の六 道府県は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

- 一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。)に対する売渡し
- 二 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機に船用品又は機用品(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。)として積み込むための製造たばこの売渡し
- 三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄
- 四 既にたばこ税を課された製造たばこ(第七十四条の十四第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。)の売渡し又は消費等
- 2 前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書に前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足る書類を保存している場合に限り、適用する。
- 3 第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を提出すべき道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が第一項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足る書類を提出している場合に限り、適用する。
- 4 第一項第一号の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第七十四条の二の規定を適用する。

(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の七 道府県の徴税吏員は、たばこ税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第二号

及び第三号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - 二 小売販売業者
 - 三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者(前号に掲げる者を除く。)
 - 四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
- 2 前項第一号に掲げる者を分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。)とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。)は前項第三号に規定する物品を受け取る権利があると認められる者に、同項第一号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は同項第三号に規定する物品を給付する義務があると認められる者にそれぞれ含まれるものとする。
- 3 第一項の場合には、当該徴税吏員は、製造たばこについて、必要最少限度の分量を見本品として採取することができる。
- 4 前項の規定により採取した見本品に関しては、第七十四条の二、第七十四条の三及び第七十四条の十の規定は、適用しない。
- 5 第一項又は第三項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 7 たばこ税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十四条の二十七第六項の定めるところによる。
- 8 第一項、第三項又は第六項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(たばこ税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十四条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
 - 二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第三項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 三 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(たばこ税の徴収の方法)

第七十四条の九 たばこ税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第七十四条の三第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。

(たばこ税の申告納付の手續)

第七十四条の十 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、総務省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第七十四条の二第一項の売渡し又は当該道府県の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの

品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第七十四条の六第一項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を当該道府県知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該道府県に納付しなければならない。この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、第七十四条の六第三項に規定する書類及び第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書にあっては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

- 2 卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における当該卸売販売業者等の主たる事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付すべきたばこ税額及びその基礎となるべき課税標準数量がない場合においても、総務省令で定めるところにより、前項の規定に準じて、申告書を当該道府県知事に提出しなければならない。
- 3 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、総務省令で定めるところにより、総務大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前二項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

- 4 総務大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ税の保全上適当でない事情が生じたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。
- 5 第七十四条の十四第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項から第三項までの規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、総務省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に提出することができる。この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（納期限の延長）

第七十四条の十一 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書を提出すべき道府県知事に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該道府県知事は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する理由により当該担保の額に相当するたばこ税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。

- 2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

（たばこ税の期限後申告及び修正申告納付）

第七十四条の十二 第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、第七十四条の二十四第四項の規定による決定の通知があるまでは、第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付することができる。

- 2 第七十四条の十第一項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準数量又は税額について不足がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める様式による修正申告書を第七十四条の十第一項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した道府県知事又は第七十四条の二十第二項の規定により決定をした道府県知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該道府県に納付しなければならない。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第七十四条の十二の二 道府県は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(たばこ税の普通徴収の手続)

第七十四条の十三 第七十四条の九ただし書の規定によりたばこ税を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、当該道府県の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

- 2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ税を納付すべき納税者（以下この節において「納税者」という。）に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第七十四条の十四 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該道府県知事に提出すべき第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に係る課税標準数量に対するたばこ税額（第七十四条の六第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。）から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額（当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

- 2 前項に規定する場合において、道府県知事は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準数量に対するたばこ税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がないときは、それぞれ、第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。
- 3 道府県知事は、前項の規定により、たばこ税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。
- 4 前二項の規定によつてたばこ税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合には、申告納税者の当該還付に係る第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

(たばこ税の脱税に関する罪)

第七十四条の十五 偽りその他不正の行為によつてたばこ税の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 4 第一項に規定するもののほか、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。
- 7 前項の規定により第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(営業の開廃等の報告)

第七十四条の十六 特定販売業者又は卸売販売業者は、営業を開始しようとするときは、その事務所又は事業所ごとに、総務省令で定めるところにより、その旨を当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に報告しなければならない。特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

- 2 特定販売業者又は卸売販売業者は、前項の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を同項に規定する道府県知事に報告しなければならない。

(帳簿記載義務)

第七十四条の十七 卸売販売業者等又は小売販売業者は、帳簿を備え、政令で定めるところにより、製造たばこの製造、貯蔵又は販売に関する事実をこれに記載しなければならない。

(営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪)

第七十四条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十四条の十六の規定による報告をせず、又は偽つた者
 - 二 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(市町村たばこ税に関する書類の供覧等)

第七十四条の十九 道府県知事が、たばこ税の賦課徴収について、市町村長に対し、市町村たばこ税の納税義務者が市町村長に提出した申告書若しくは修正申告書又は市町村長が当該納税義務者の市町村たばこ税に係る課税標準数量若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

- 2 第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書の提出を受けた道府県知事は、総務省令で定めるところにより、これらの申告書及びこれらに添付された書類に記載された事項のうち卸売販売業者等に売り渡された製造たばこの数量その他必要な事項を関係道府県知事に通知するものとする。

(たばこ税の更正又は決定)

第七十四条の二十 道府県知事は、第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項の規定による申告書（以下この節において「申告書」という。）又は第七十四条の十二第二項の規定による修正申告書（以下この節において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準数量、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

- 2 道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準数量及び税額を決定する。
- 3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準数量、税額又は還付金の額について過不足があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。
- 4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第七十四条の二十一 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。）があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合には、その不足税額に第七十四条の十第一項又は第三項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 道府県知事は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に納付するたばこ税の延滞金)

第七十四条の二十二 たばこ税の申告納税者は、第七十四条の十第一項又は第三項の納期限後にそのたばこ税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第七十四条の十第一項又は第三項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間
- 二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間
- 三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

- 2 たばこ税の納税者は、第七十四条の十三第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）後にそのたばこ税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 道府県知事は、申告納税者又は納税者が第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項の納期限までにたばこ税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。

(たばこ税の過少申告加算金及び不申告加算金)

- 第七十四条の二十三** 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ税について更正又は修正申告書の提出があつた場合には、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ税額について同条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた場合
 - 二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合
 - 三 第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合
- 3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該たばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第二項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は申告書の提出期限後にその提出があつた場合若しくは修正申告書の提出があつた場合においてその提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。）において、申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税につい

て、不申告加算金（申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について同条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。）又は重加算金（次条第三項において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあるときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 5 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。
- 7 第二項の規定は、第五項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（たばこ税の重加算金）

第七十四条の二十四 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準数量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 道府県知事は、前三項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第五項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。
- 5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

（たばこ税に係る督促）

第七十四条の二十五 申告納税者又は納税者が納期限（第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第七十四条の二十一第一項の納期限。以下この項及び第七十四条の二十七第三項において

同じ。)までにたばこ税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

- 2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(たばこ税に係る督促手数料)

第七十四条の二十六 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合には、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(たばこ税に係る滞納処分)

第七十四条の二十七 たばこ税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該たばこ税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえないといけない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。
 - 3 たばこ税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。
 - 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
 - 5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、たばこ税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
 - 7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第七十四条の二十八 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。
- 3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十四条の二十九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
 - 二 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十四条の三十 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

<地方税法施行令>

(法第七十四条の三の二の政令で定める者)

第三十九条の九 法第七十四条の三の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第三条第一項に規定する会社(第三号において「会社」という。)
- 二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者
- 三 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者
- 四 前三号に掲げる者に準ずる者として総務省令で定める者

(製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法)

第三十九条の九の二 法第七十四条の四第二項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第七十四条第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 2 法第七十四条の四第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前二項の計算に関し、第一項の製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 法第七十四条の四第三項第三号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第一号に定めるたばこ税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。
- 5 法第七十四条の四第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定

める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 6 前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第七十四条の四第三項第三号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 法第七十四条の四第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(本邦と外国との間を往来する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等)

第三十九条の十 法第七十四条の六第一項第二号に規定する政令で定める船舶は、漁業法第三十六条第一項の許可を受けた船舶であつて母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて漁業に従事する船舶により行う漁業をいう。）に従事するもののうち総務省令で定める船舶とする。

(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第三十九条の十の二 道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

- 2 道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
- 3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(申告書の提出期限の特例に係る要件)

第三十九条の十一 法第七十四条の十第三項に規定する製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 イに掲げる本数が、二万本にロに掲げる数を乗じて得た本数以下であること。

イ 最近の十二箇月において、当該卸売販売業者等（法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この節において同じ。）が、小売販売業者に売り渡した製造たばこ（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合には、その者に卸売販売用として売り渡すものを除く。）並びに卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売り渡し、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をした製造たばこの本数の合計数

ロ 当該十二箇月において、当該卸売販売業者等が売り渡した製造たばこの売渡しを受けた小売販売業者の営業所又は当該卸売販売業者等が消費者等に売り渡し、若しくは消費等をした製造たばこを直接管理していた当該卸売販売業者等の事務所若しくは事業所の所在する市町村及び特別区の各月（卸売販売業者等となつた日以後の日数が一月に満たない月を除く。）における数の合計数

二 法第七十四条の十第四項の規定による取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から一年を経過していること。

三 地方税の滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から二年を経過していること。

四 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二条の二十八第一項の規定により通告処分を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していること。

五 当該卸売販売業者等の財産の状況その他の事情から道府県たばこ税又は市町村たばこ税の徴収の確保に支障がないと認められること。

(法第七十四条の十一の担保の提供手続)

第三十九条の十二 第六条の十の規定は、法第七十四条の十一第一項の規定によつて道府県たばこ税に係る納期限を延長する場合における担保の提供手続について準用する。

(帳簿記載義務)

第三十九条の十三 製造たばこの製造者又は特定販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 製造し、又は輸入した製造たばこの品目、品目ごとの数量及び製造又は輸入の年月日
 - 二 各月末日において貯蔵している製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - 三 売渡し又は消費等をした製造たばこの品目、品目ごとの数量及び売渡し又は消費等の年月日並びに売渡しに係る製造たばこの買受人が卸売販売業者等又は小売販売業者である場合に於ては、その住所及び氏名又は名称
 - 四 返還を受けた製造たばこの品目、品目ごとの数量、返還を受けた年月日並びに返還をした者の住所及び氏名又は名称
- 2 卸売販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
- 一 買い受けた製造たばこの品目、品目ごとの数量、買い受けた年月日並びに売渡人の住所及び氏名又は名称
 - 二 返還した製造たばこの品目、品目ごとの数量、返還の年月日並びに返還を受けた者の住所及び氏名又は名称
 - 三 前項第二号から第四号までに掲げる事項
- 3 前二項の場合において、売渡し、消費等又は買受けをした製造たばこが、法第七十四条の六第一項各号の規定の適用を受けた、若しくは受けるべきものであるとき、又は卸売販売用として売り渡し、若しくは買い受けたものであるときには、その旨を付記しなければならない。
- 4 小売販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
- 一 売渡し又は消費等をした製造たばこの品目、品目ごとの数量及び売渡し又は消費等の年月日
 - 二 第一項第二号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる事項

(法第七十四条の二十三第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第三十九条の十四 法第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、道府県たばこ税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。
- 二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合
 - イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第七十四条の十第一項又は第三項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）
 - ロ 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

(道府県たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第三十九条の十五 法第七十四条の二十四第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十四条の二十四第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七十四条の二十三第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

<地方税法施行規則>

(小売販売業者の営業所ごとの製造たばこの売渡し数量等に係る書類)

第八条 法第七十四条の二第三項の規定により卸売販売業者等（同条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下第八条の十一までにおいて同じ。）が小売販売業者から徴する書類は、次に掲げる事項が記載された書類とする。

- 一 当該小売販売業者の営業所ごとの当該小売販売業者への売渡しに係る製造たばこの品目及び品目ごとの数量
- 二 当該小売販売業者に売り渡した年月日
- 三 当該売渡しに係る小売販売業者の営業所の所在地及び名称

2 卸売販売業者等は、前項の書類を徴した日から五年間、これを保存しなければならない。

(卸売販売用であることを証する書類)

第八条の二 法第七十四条の二第四項の規定により卸売販売業者等が小売販売業者である卸売販売業者等から徴する書類は、次に掲げる事項が記載された書類とする。

- 一 当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用である旨
- 二 当該売渡しに係る製造たばこの品目及び品目ごとの数量
- 三 当該小売販売業者である卸売販売業者等に売り渡した年月日
- 四 当該小売販売業者である卸売販売業者等の住所及び氏名又は名称

2 卸売販売業者等は、前項の書類を徴した日から五年間、これを保存しなければならない。

(政令第三十九条の九第四号の総務省令で定める者)

第八条の二の二 政令第三十九条の九第四号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十二条第六項又は第十三条第五項の規定により製造たばこ製造者（同法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。）とみなされる者
- 二 政令第三十九条の九第三号に規定する加熱式たばこの喫煙用具を同号に規定する者又は前号に掲げる者から委託を受けて製造した者

(加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲)

第八条の二の三 法第七十四条の二第三項第二号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 加熱式たばこ（次号に掲げる加熱式たばこの喫煙用具を除く。） 当該加熱式たばこに巻かれた紙及び葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）が充填されている容器
- 二 法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具 当該加熱式たばこの喫煙用具に充填した同条に規定するグリセリンその他の物品又はこれらの混合物以外のもの

(遠洋漁業船等の範囲)

第八条の三 政令第三十九条の十に規定する総務省令で定める船舶は、東経百十八度及び東経百五十九度の線並びに北緯二十度及び北緯四十五度の線で囲まれた海域を除く海域において行う同条に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船とする。

(課税免除事由に該当することを証するに足りる書類)

第八条の四 法第七十四条の六第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等は、当該製造たばこが外国航路又は外国航空路に就航する船舶又は航空機に積み込まれたことを当該積み込み港の所轄税関長が証明した書類その他の当該製造たばこの売渡し又は消費その他の処分（以下この条及び第八条

の十一第三号において「消費等」という。)が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存しなければならない。

- 2 法第七十四条の六第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等は、当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を、法第七十四条の十第一項又は第三項の申告書に添付して、当該道府県知事に提出しなければならない。

(道府県たばこ税に係る申告書等の様式)

第八条の五 道府県たばこ税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	様式
(一) 道府県たばこ税申告書及びこれに係る修正申告書(法第七十四条の十第一項の申告書及び法第七十四条の十二第二項の修正申告書)	第十六号様式
(二) 製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類(法第七十四条の十第一項の製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類)	第十六号の二様式
(三) 提出期限の特例の指定を受けている者が提出すべき道府県たばこ税申告書及びこれに係る修正申告書(法第七十四条の十第三項の申告書(同項の指定を受けている者が同条第二項の規定により申告書を提出すべき場合における同条第三項の申告書を除く。))及び法第七十四条の十二第二項の修正申告書)	第十六号の三様式

- 2 卸売販売業者等が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付するとき(口座振替の方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第十六号の四様式による納付書(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類の添付)

第八条の六 法第七十四条の十四第一項の規定による控除又は同条第二項の規定による還付を受けようとする卸売販売業者等は、当該控除又は還付に係る法第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書に、販売契約の解除を証する書類その他の当該製造たばこの返還の事実を証するに足りる書類に基づいて作成した第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

(法第七十四条の十第二項に規定する申告書の提出)

第八条の七 法第七十四条の十第二項の規定により申告書を提出すべき卸売販売業者等は、第十六号様式による申告書(同条第三項の指定を受けている卸売販売業者等にあつては、第十六号の三様式による申告書)に、第十六号の二様式による書類及び第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

(申告書の提出期限の特例に係る申請書の提出)

第八条の八 法第七十四条の十第三項の指定を受けようとする卸売販売業者等は、第十六号の六様式による申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(道府県たばこ税に係る還付請求申告書の提出)

第八条の九 法第七十四条の十第五項の規定により、法第七十四条の十四第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとする卸売販売業者等は、第十六号の七様式による申告書を当該道府県知事に提出

しなければならない。この場合において、当該申告書には、第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

(営業の開廃等の報告書の提出)

第八条の十 法第七十四条の十六第一項又は第二項の規定による報告をしようとする特定販売業者又は卸売販売業者は、第十六号の八様式による報告書を当該道府県知事に提出しなければならない。

(申告書の提出を受けた道府県知事から関係道府県知事への通知)

第八条の十一 法第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書の提出を受けた道府県知事は、遅滞なく、次に掲げる事項を関係道府県知事に通知するものとする。

- 一 当該申告書を提出した卸売販売業者等が卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡した製造たばこの数量及び小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡した製造たばこの数量
- 二 当該申告書を提出した卸売販売業者等が卸売販売業者等から買い受けた製造たばこの数量
- 三 当該申告書を提出した卸売販売業者等が小売販売業者若しくは卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者に売渡しをし、又は消費等をした製造たばこの道府県ごとの数量
- 四 その他必要と認める事項

<地方税法の施行に関する取扱いについて>

第6章道府県たばこ税

第1 納税義務者

1 道府県たばこ税（以下この章において「たばこ税」という。）の納税義務者は、製造たばこについて、小売販売業者若しくは消費者等（法第74条の2第2項に規定する消費者等をいう。以下この章において同じ。）に売渡しをし、又は消費等（同項に規定する消費等をいう。以下この章において同じ。）をする卸売販売業者等（同条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この章において同じ。）であること。（法74の2①・②）

第2 課税客体等

2 課税客体

- (1) たばこ税の課税客体は、卸売販売業者等が行う小売販売業者若しくは消費者等への売渡し又は消費等（以下この章において「売渡し等」という。）に係る製造たばこであること。（法74の2①・②）
- (2) 卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡す製造たばこについては、その営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類を徴するとともに、これを5年間保存しなければならないものであること。この場合においてたばこ事業法（昭和59年法律第68号）第26条第1項の規定により許可を受けた出張販売先に係る製造たばこの数量等については、当該小売販売業者のいずれかの営業所に係る製造たばこの数量等に含めて記載するものであること。（法74の2③、則8）

3 製造たばこ

製造たばことは、次に掲げるものをいうものであること。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ 紙その他たばこ（たばこ事業法第2条第1号に規定するたばこをいう。以下この章において同じ。）を含まないものによって巻かれた製造たばこをいう。
- イ 葉巻たばこ たばこ又はたばこを含むものによって巻かれた製造たばこをいう。
- ウ パイプたばこ たばこ又はたばこを含むものを刻み、パイプ用として製造された製造たばこをいう（紙巻たばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこ以外の製造たばこを含むものとする。）。

エ 刻みたばこ 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。以下この章において同じ。）を刻み幅0.3ミリメートル以下に刻んだもので、香料等が添加されていないきせる用の製造たばこをいう（紙巻たばこ、葉巻たばこ及び加熱式たばこに該当するものを除く。）。

オ 加熱式たばこ たばこ又はたばこを含むものを燃焼せず、加熱（水その他の物品を加熱することによる加熱を含む。）して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいう（水パイプで喫煙するための製造たばこを除く。）。

（2）かみ用の製造たばこ 葉たばこをうすく刻み、かみ用として製造された製造たばこをいう。

（3）かぎ用の製造たばこ 乾燥した葉たばこを粉にして、かぎ用として製造された製造たばこをいう。

なお、製造たばこには製造たばこ代用品も含まれるものであるが、この場合における製造たばこ代用品とは、たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこ以外のものであって、喫煙用に供されるもの（大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻、麻葉及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻葉、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん並びに薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいい、かみ用及びかぎ用のものは含まれないものであることに留意すること。

4 製造たばこの売渡し及び製造たばこの消費等

「製造たばこの売渡し」とは、製造たばこの売買契約に基づく相手方への引渡しをいうものであること。この場合において、引渡しには、現実の占有の移転のほか、簡易引渡し、占有改定及び指図による占有移転が含まれるものであること。また、「製造たばこの消費等」とは、製造たばこの消費、廃棄その他これに事実上の変更を加えることをいうものであり、亡失はこれに当たらないものであること。

なお、製造たばこの製造場において製造たばこにつき消費等が行われた場合であっても、製造たばこの試験検査の用に供されたものであることが明らかであるときには、消費等には当たらないものであること。（法74の2①・②・74の3）

5 小売販売業者の営業所

「小売販売業者の営業所」とは、たばこ事業法第22条第1項の規定により許可を受けた営業所をいい、同法第26条第1項の規定により許可を受けた出張販売先はこれに当たらないものであること。（法74V）

6 卸売販売業者等の事務所又は事業所で製造たばこを直接管理するもの

「卸売販売業者等の事務所又は事業所で製造たばこを直接管理するもの」とは、卸売販売業者等の事務所又は事業所のうち、消費者等への売渡し又は消費等に係る製造たばこの管理の業務を第一次的に行う事務所又は事業所をいい、単に製造たばこの貯蔵又は保管をしているにすぎない事務所又は事業所で他の事務所又は事業所の指図等に基づいて受払い又は消費等を行う場所は含まれないものであること。（法74の2②）

7 製造たばこの売渡し又は消費等とみなす場合の取扱い

（1）卸売販売業者等が、代物弁済、贈与、負担附贈与又は交換に係る財産権の移転として製造たばこを引き渡した場合には、引渡しの時に売渡しをしたものとみなしてたばこ税が課されるものであるが、この場合において、「贈与」とは、例えば見本用の製造たばこの無償配布がこれに該当し、「交換」とは、例えば販売に適しない製造たばこを新しい製造たばこの引換えがこれに該当するものであること。（法74の3②）

（2）特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し又はその登録を取り消された場合においては、当該廃止又は取消しの時に、その所有に係る製造たばこについて消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなしてたばこ税が課されるものであるが、営業を廃止した時とは、事実上営業を廃止した時のほか、営業を譲渡した時等も含まれるものであること。

なお、特定販売業者又は卸売販売業者について相続又は合併があった場合には、相続人又は合併後存続する

法人若しくは合併により設立された法人がその地位を承継するものであるが、これらの者がたばこ事業法第 13 条に規定する登録の拒否事由に該当する場合には、その地位を承継しないものであり、営業を廃止したものと取り扱うべきものであるので留意すること。(法 74 の 3 ③)

- (3) 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合において、当該売渡し又は消費等がされたことについて当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなしてたばこ税が課されるものであるが、卸売販売業者等の責めに帰することができない場合とは、例えば当該卸売販売業者等が通常の管理を行っていたにもかかわらず、製造たばこを他人(当該卸売販売業者等の使用人その他の従業員等も含む。)に窃取された場合等をいうものであり、その具体的認定は、当該卸売販売業者等の提出した証拠その他の資料等により客観的に行うよう留意すること。(法 74 の 3 ④)

第 3 課税標準

8 課税標準

たばこ税の課税標準は、売渡し等に係る製造たばこの本数であること。(法 74 の 4 ①)

9 パイプたばこ等の本数への換算方法

たばこ税の課税標準は紙巻たばこの本数によるものとされており、パイプたばこ等の紙巻たばこ以外の製造たばこ(葉巻たばこ及び加熱式たばこを除く。以下 9 において同じ。)については、その重量を紙巻たばこの本数に換算することとされているものであるが、その換算方法は次によること。(法 74 の 4 ②・④、令 39 の 9 の 2 ①・③)

- (1) 紙巻たばこ以外の製造たばこの品目ごとに 1 個当たりの重量(包装又は容器の重量を除く。)を計量すること。

ただし、当該品目の個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該品目 1 個当たりの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満 2 位以下を切り捨てグラム位未満 1 位にとどめるものであること。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造たばこの重量として提示した場合で、当該提示に係る重量が適正であると認められるときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支えないものであること。

- (2) (1)により計量した品目 1 個当たりの重量に、売渡し等に係る当該品目の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

- (3) (2)により計算した品目ごとの総重量を区分ごとに合計し、その合計数量を紙巻たばこの本数に換算し、製造たばこの区分ごとの本数を計算すること。

なお、紙巻たばこの本数に換算する場合において、1 本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものであること。

- (4) (2)及び(3)の計算は、1 月分をまとめて行っても差し支えないものであること。

9 の 2 葉巻たばこの本数への換算方法

葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法 74 の 4 ②・④、令 39 の 9 の 2 ①・③)

- (1) 葉巻たばこの重量計算

ア 葉巻たばこの重量(包装又は容器の重量を除き、吸口部分として装着されたマウスピース等の重量を含む。)は、原則として 1 本ごとに計量するものとする。ただし、製造たばこ製造者又は特定販売業者において、標準的な重量としているものがある場合で、当該重量が適正であると認められるときは、当該重量を当該葉巻たばこの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満 2 位以下を切り捨てグラム位未満 1 位にとどめるものであること。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造たばこの重量として提示した場合

で、当該提示に係る重量が適正であると認められるときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支えないものであること。

イ アにより計量した1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係る葉巻たばこについては、1本当たりの重量が0.7グラム未満のもの）を「軽量の葉巻たばこ」とすること。

(2) 軽量の葉巻たばこの本数換算

ア 売渡し等に係る軽量の葉巻たばこの品目ごとの本数を計算すること。この場合、数本の軽量の葉巻たばこが個装等に収容されている場合には、品目ごとの個装等の収容本数に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの本数を計算すること。

イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係るものについては、紙巻たばこの0.7本）に換算して計算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3) 軽量の葉巻たばこ以外の葉巻たばこの本数換算

ア (1)により計量した品目ごとの1本当たりの重量に、売渡し等に係る本数を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

また、数本の葉巻たばこが収容された個装等ごとの重量を、収容された1本ごとの重量（(1)アによりグラム位未満1位にとどめた重量）に収容本数を乗じて得た重量とし、個装等ごとの重量に、売渡し等に係る個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算することとして差し支えないものであること。

イ アにより計算した品目ごとの総重量を区分ごとに合計し、その合計数量を紙巻たばこの本数に換算し、製造たばこの区分ごとの本数を計算すること。

なお、紙巻たばこの本数に換算する場合において、1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものであること。

(4) (2)により計算した軽量の葉巻たばこの本数と(3)により計算したそれ以外の葉巻たばこの本数を合計すること。

(5) (2)及び(3)の計算は、1月分をまとめて行っても差し支えないものであること。

10 加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。（法74の4③、令39の9②・③・⑤～⑧）

ア 重量換算

(ア) 加熱式たばこの重量（包装及び規則第8条の2の3に規定するものに係る部分の重量を除く。）は、原則として、品目ごとの個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

なお、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満2位以下を切り捨て、グラム位未満1位にとどめるものであること。

(イ) (ア)により計量した品目ごとの個装等ごとの重量に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

(ウ) (イ)により計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第74条の4第3項第2号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

イ 小売定価等換算

(ア) 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第74条の4第3項第3号イ又はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算すること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数がある場合には、当該端数を

切り捨てるものであること。

(イ) (ア)により計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を法第 74 条の 4 第 3 項第 3 号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

ウ ア及びイの計算は、1 月分をまとめて行っても差し支えないものであること。

(2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、法第 74 条の 4 第 3 項第 1 号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「旧重量換算本数」という。）、同項第 2 号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「新重量換算本数」という。）及び同項第 3 号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「小売定価等換算本数」という。）のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

なお、旧重量換算本数は、9 により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換算本数は、この項により算出することに留意すること。

ア 平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間

旧重量換算本数×0.8

新重量換算本数×0.2

小売定価等換算本数×0.2

イ 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間

旧重量換算本数×0.6

新重量換算本数×0.4

小売定価等換算本数×0.4

ウ 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間

旧重量換算本数×0.4

新重量換算本数×0.6

小売定価等換算本数×0.6

エ 令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間

旧重量換算本数×0.2

新重量換算本数×0.8

小売定価等換算本数×0.8

第 4 課税免除

11 輸出

「輸出」とは、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する輸出をいい、輸出先となる地域には、同法第 108 条の規定により外国とみなされる地域が含まれるものであること。

12 輸出業者

(1) 「輸出業者」とは、他から購入した製造たばこを輸出取引であると国内取引であるとを問わず販売することを業とする者で、輸出のための商取引がその者の日常の取引において一般的な取引形態となっているものをいい、必ずしもその者が製造たばこの輸出を主たる業務としているかどうかは問わないものであること。

(2) 輸出業者が輸出の目的で売渡しを受けた製造たばこを輸出した場合における当該輸出は、法第 74 条の 6 第 3 項の消費等に該当するものであり、当該輸出業者は、当該輸出に係る製造たばこについて卸売販売業者等とみなされることにより、たばこ税の申告書を提出しなければならないものであること。なお、当該輸出に係る製造たばこについては、課税免除の対象となるものであること。

13 課税免除事由に該当することを証するに足りる書類

法第74条の6第1項第1号から第4号までに掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類は、それぞれ次に掲げる書類とするものであること。ただし、たばこ税の適正な課税に支障がないと認められる場合には、(1)、(2)及び(3)中アに掲げる事項の記載を簡略化して差し支えないものであること。

- (1) 輸出する場合にあつては、輸出港の所在地を所轄する税関長が積込みを証明した書類等に基づき作成された書類で次に掲げる事項が記載されたもの
 - ア 当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - イ 輸出の年月日及び仕向地
 - ウ 輸出港の所在地
 - エ その他参考となるべき事項
- (2) 輸出の目的で輸出業者に売り渡す場合にあつては、輸出業者が輸出の目的等の事項を証明した書類に基づき作成された書類で次に掲げる事項が記載されたもの
 - ア 当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - イ 売渡しの理由又は目的
 - ウ 売渡しの年月日
 - エ 輸出業者の住所及び氏名又は名称
 - オ その他参考となるべき事項
- (3) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むために売り渡す場合にあつては、次に掲げる事項が記載された書類
 - ア 当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - イ 売渡しの理由又は目的
 - ウ 売渡しの年月日
 - エ 売渡しを受けた者、積み込む者等の住所及び氏名又は名称
 - オ その他参考となるべき事項
- (4) 廃棄する場合にあつては、次に掲げる事項が記載された書類
 - ア 当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - イ 廃棄の理由
 - ウ 廃棄の年月日及び場所
 - エ その他参考となるべき事項
- (5) 既にたばこ税を課された製造たばこにつき、売渡しをし、又は消費等をする場合にあつては、次に掲げる事項が記載された書類
 - ア 当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - イ 先にたばこ税を課された状況（関係道府県の名称、課税年月、納税義務者の住所及び氏名又は名称等）及びその後の事情
 - ウ その他参考となるべき事項

14 特定販売業者以外の者が輸入した製造たばこ

たばこ税は、特定販売業者が業として輸入した製造たばこに対してだけ課されるものであり、外国旅行者の携帯輸入、郵便物輸入その他の個人輸入に係る製造たばこに対しては、原則として課されないものであること。ただし、個人輸入に係る製造たばこにつき卸売販売業者等が売渡し等をした場合には、たばこ税が課されるものであること。

第5 徴税吏員の質問検査権

15 法第74条の7に規定する徴税吏員の質問検査権の行使に当たっては、次の諸点に留意すること。（法74の7）

(1) 「金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者」には、納税義務者又は納税義務があると認められる者と取引のある卸売販売業者等のもとより、その他次に掲げる者もこれに含まれるものであること。

- ア 金銭又は土地建物等の貸借関係を有する者
- イ 卸売販売業者等の事業経営に必要とする物品を供給する者
- ウ 金融上の取引先
- エ 委託を受けて製造たばこの運送等の業務を行う者

(2) 「賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの」とは、例えば、かつて取引関係があった者、従業員又は家人等課税について直接的な関係を有する一切の者をいうものであること。

第6 徴収

16 たばこ税の徴収については、法第74条の3第4項ただし書の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対して普通徴収の方法により行う場合のほか、申告納付の方法によるものであること。(法74の9・74の10①・②)

17 提出期限の特例の指定

総務大臣が申告書の提出期限の特例の適用を受ける者を指定する場合においては、総務省告示をもって指定するものであること。

なお、当該特例の適用を受けている者について、その指定を取り消すべき事由が生じたと認められる場合には、道府県知事は、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣に提出することができること。

- (1) 当該特例が認められている者の住所及び氏名又は名称
- (2) 指定を取り消すべき理由
- (3) その他参考となるべき事項

18 製造たばこの返還があった場合における控除等

卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に申告すべき申告書に係る課税標準数量に対するたばこ税額から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額を控除するものであり、控除してなお不足額がある場合又は控除を受けるべき月において申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がない場合には、当該不足額又は当該控除を受けるべき金額を還付するものであるが、その運用に当たっては次の諸点に留意すること。(法74の14①・②)

- (1) 卸売販売業者等が、小売販売業者に売り渡した製造たばこで品質悪変等の理由により販売に適しないと認められるものの返還を受けた場合には、「その他やむを得ない理由」により製造たばこの返還を受けたものとして取り扱うのが適当であること。
- (2) 法第74条の10第5項に規定する「還付請求申告書」は、同条第1項から第3項までの規定による申告書を提出すべき月において、課税標準数量がない場合に提出することができるものであること。

なお、提出期限の特例の適用を受けている卸売販売業者等にあつては、同条第3項の規定による申告書を提出すべき月以外の月において、控除又は還付請求のための申告書を提出することはできないものであること。

- (3) 法第74条の14第2項の規定による還付金を未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合において、当該還付金に係るたばこ税が未納であるときには、まず当該還付金に係るたばこ税に充当すべきものであること。

19 小売販売業者が販売のために所持する製造たばこが災害にあった場合における措置

小売販売業者が販売のために所持する製造たばこが、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により亡失し、又はその本来の用に供することができない状態になった場合において、当該被災製造たばこに係る納税義務者たる卸売販売業者等がその負担により当該小売販売業者に対し当該被災製造たばこに係る損失の補償をした

ときは、当該卸売販売業者等については、当該被災製造たばこを当該小売販売業者から返還されたものとして、控除又は還付することとするのが適当であること。

ただし、その控除すべき金額については、当該被災製造たばこにつき保険金、損害賠償金等により損失を補てんされた場合はその金額を考慮するとともに、当該卸売販売業者等がその負担により当該小売販売業者に対し損失の補償をした金額を限度とするものであること。

なお、この場合においては、被災製造たばこの品目及び品目ごとの数量等並びに被災に係る状況等の事項が記載された「返還に係る製造たばこの明細書」を別途提出させるのが適当であること。

20 営業の開廃等の報告

(1) 営業の開廃等の報告は、製造たばこを直接管理する事務所又は事業所ごとに行うべきものであること。(法 74 の 16①)

(2) 営業の休止については、その期間が 1 月を超えないと認められるような場合には、報告を省略させて差し支えないものであること。(法 74 の 16①)

21 帳簿記載義務

小売販売業者の記帳すべき事項のうち、売渡し又は消費等をした製造たばこの「数量」及び「売渡し又は消費等の年月日」については、売渡し又は消費等をした製造たばこの品目ごとに 1 月を超えない期間中の合計数量により一括して記帳させることとして差し支えないものであること。(法 74 の 17)

22 関係道府県知事への通知

たばこ税の申告書の提出を受けた道府県知事は、卸売販売業者等間で売買された製造たばこの数量、申告に係る製造たばこの数量その他の事項を関係道府県知事に通知するものとされているが、当該通知に係る事務の実施に当たっては、極力事務処理の簡素効率化に努め、その円滑な運営を図るよう留意すること。(法 74 の 19②)

<東京都都税条例>

(都たばこ税の納税義務者等)

第四十八条の十 都たばこ税は、法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ(以下この節において「製造たばこ」という。)の製造者、同項第二号に規定する特定販売業者又は同項第三号に規定する卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを同項第四号に規定する小売販売業者(以下この節において「小売販売業者」という。)に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 都たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等に課する。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第四十八条の十一 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百八十二条に

規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

- 3 法第七十四条第一項第二号に規定する特定販売業者又は同項第三号に規定する卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。
- 4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。
- 5 法第七十四条の六第一項第一号の規定により都たばこ税を免除された製造たばこにつき、同号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(製造たばことみなす場合)

第四十八条の十一の二 法第七十四条の三の二に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具(以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(都たばこ税の課税標準)

第四十八条の十二 都たばこ税の課税標準は、第四十八条の十第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この節において「売渡し等」という。)に係る法第七十四条の四第二項及び第三項の規定による製造たばこの本数とする。

(都たばこ税の税率)

第四十八条の十三 都たばこ税の税率は、千本につき千七十円とする。

(都たばこ税の徴収の方法)

第四十八条の十四 都たばこ税の徴収については、申告納付の方法による。ただし、第四十八条の十一第四項ただし書の規定に該当する場合においては、普通徴収の方法による。

(都たばこ税の申告納付)

第四十八条の十四の二 前条の規定によつて都たばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対する都たばこ税額、法第七十四条の六第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係る都たばこ税額並びに法第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする都たばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付書によつて納付しなければならない。この場合において、申告書には、地方税法施行規則第八条の四及び第八条の六に規定する書類並びに都内に主たる事務所又は事業所を有する申告

納税者が提出すべき申告書にあつては同令第八条の五に規定する前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

- 2 都内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき都たばこ税額及びその基礎となるべき課税標準数量がない場合においても、前項の規定に準じて、申告書を知事に提出しなければならない。
- 3 申告納税者が法第七十四条の十第三項に規定する総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等である場合には、前二項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

(都たばこ税に係る不申告に関する過料)

第四十八条の十四の三 都たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて前条各項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、知事が定める。
- 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(都たばこ税の普通徴収)

第四十八条の十四の四 第四十八条の十四ただし書の規定により普通徴収の方法によつて徴収する都たばこ税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

<東京都都税条例施行規則>

(都たばこ税の納期限の延長の申請等)

第四十条の八の三 法第七十四条の十一の規定による納期限の延長の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に納期限の延長を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 年度、月別及び税額
 - 二 納期限の延長を必要とする期限及びその理由
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
- 2 知事は、前項の申請に対する処分を決定した場合においては、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。
 - 3 法第七十四条の十一の規定によつて担保を提供する場合においては、第四十条の五の十四の規定を準用する。